

会 員 規 程  
令和 2 年 10 月 25 日制定

一般社団法人日本弱酸性次亜塩素酸水溶液認定協会

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本弱酸性次亜塩素酸水溶液認定協会（以下「本会」という。）の会員および会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第 2 条 本会定款（以下「定款」という。）の目的に賛同し、別途定める入会手続きを経て、承認されたものを会員とする。入会希望者は、別紙「入会申込書」に所要事項を記入のうえ、必要書類を提出することにより、入会を申込みものとする。

2 代表理事は、前項の申込があったときは、第 4 条の規定に従い審査をし、入会承認・不承認を希望者に通知するものとする。

3 入会の承認後、入会金・会費の納入を確認したのち、会員資格を付与するものとする。

(種 別)

第 3 条 本会の会員は、下記の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同しその事業を推進するために入会した法人又は団体および個人
- (3) 名誉会員 本会に功労があった個人で理事会の推薦を受けた個人

(入会不承認の基準)

第 4 条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本会団の目的に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込書および提出された入会審査書類の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- (4) 入会希望者の事業・商品が法令に違反するとき、著しく社会規範に反するとき、またはその恐れがあると理事会にて判断したとき。
- (5) 入会希望者の取り扱い商品が当会の趣旨にそぐわないと理事会で判断されたとき。
- (6) その他、理事会にて会員として不相当と認めたとき。

(退 会)

第 5 条 会員が退会しようとするときは、「退会届」を代表理事に提出しなければならない。

2 会費を指定された期限から 3 か月以上納めないときは、退会したものとみなす。

3 途中退会であっても、納入済みの会費は返還されないものとする。

(会員資格の喪失)

第 6 条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 本会が解散したとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 法人会員が法人格を喪失したとき。

2 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。

- (4) 公序良俗に反する行為、反社会的勢力との関与、当会の目的や活動趣旨に反して、当会の正常な運営を著しく妨げるなどの行為があったと認められ、理事会の決議により除名処分を受けたとき。

(変更)

第7条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決定により定めるものとする。

2 本会は、本規約の全部または一部を変更することができる。

以上

入会金及び会費規程  
令和2年10月23日制定

一般社団法人日本弱酸性次亜塩素酸水溶液認定協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本弱酸性次亜塩素酸水溶液認定協会（以下「本会」という。）会員規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 本会に入会しようとするものは、別紙様式の入会申込書に記入の上、第3条に定める入会金と年会費を入会承認後、7営業日以内に納めねばならない。

(入会金)

第3条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 正会員      | 3万円 |
| (2) 賛助会員(法人) | 1万円 |
| (3) 賛助会員(個人) | 1万円 |

(会費)

第3条 本会の会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 正会員      | 年会費 36,000円 |
| (2) 賛助会員(法人) | 年会費 12,000円 |
| (3) 賛助会員(個人) | 年会費 12,000円 |

(年度途中入会者の会費)

第4条 年度途中で入会した場合は、入会承認の月より月割計算を以って、その年度の分を入会と同時に納入するものとする。

(変更)

第5条 当協会は、事前の予告なくして、また会員の承諾なくしてこの規定を変更することができるものとする。この場合、当社は変更後の規定を本会サイトに掲出します。

以上